

和歌山市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、和歌山市長から包括外部監査結果に基づく措置等の状況について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

平成29年8月28日

和歌山市監査委員	伊藤隆通
同 上	森田昌伸
同 上	尾崎方哉
同 上	藪 浩昭

包括外部監査結果に基づく措置等の状況の公表

平成29年8月28日

和歌山市監査委員

和行経第47号
平成29年8月18日
(2017年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾花正啓

包括外部監査結果に基づく措置等の通知について

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)

〔監査テーマ〕雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>1 公益社団法人和歌山市シルバー人材センター</p> <p>(1) 今後の和歌山市シルバー人材センターの取組みについて</p> <p>和歌山市シルバー人材センターは、長年、職員の補充が行われていない状況である。このような状況のなか、和歌山市シルバー人材センターでは中長期計画を達成するために「会員数の増加」、「受託事業の拡大」、「安全・適正就業に関する事業の実施」を三本柱として様々な取組みを行っている。</p> <p>しかし、会員数について、中長期計画と実績には大幅な乖離が生じている状況であり、本来であれば、より効果的な取組みを検討すべきと考えられる。例えば、他の市町村での取組みを分析し、和歌山市シルバー人材センターの状況に合致するような取組みは積極的に取り入れ、更なる会員数拡大の機会等を目指すことが考えられる。</p> <p>そこで、他のシルバー人材センターの取組みを分析しているかをヒアリングしたところ、「連合会や協会の機関情報誌等を通じて、他のシルバー人材センターの情報は得ているが、独自で他のシルバー人材センターの取組の分析は行っていない。」とのことであった。そこで、監査人独自に他市町村のシルバー人材センターの取組み状況を調査したところ、厚生労働省が『取組みに創意工夫が見られる』として他市町村のシルバー人材センターの事例を紹介していた。</p> <p>経営改善のためには、このような事例を和歌山市シルバー人材センターとして適用できるか検討し、もしそのために新規の人員や投資が必要であり、市の支援が必要であれば市にその有効性を説明しなければならないが、後述する3(3)和歌山市シルバー人材センターの経営改善計画について(意見)に記載のとおり、調査日(平成28年12月)時点において市と合意できる計画は策定できていない。</p> <p>その一方で、上記他のシルバー人材センターが行っている取組みを見たところ、現状の和歌山市シルバー人材センターを構成する人員(理事、職員、会員)でも実施できる取組みが一定、存在すると考えられる。</p> <p>今後は他のシルバー人材センターの取組み等の分析をより充実し、事業目標を達成しうる具体的な対策を含む経営改善計画を早期に策定するために、理事及び会員を含めた和歌山市シルバー人材センター全体で対応策を検討すべきである。</p>	<p>中核市及び県内各市町のシルバー人材センターへの取組状況の照会、並びに特色ある事業を展開しているシルバー人材センターへの視察など、積極的に情報を収集し分析を行っており、本年度中に実効性のある経営改善計画の策定を目指します。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 (公益社団法人和歌山市シルバー人材センター)</p>	16

包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)

〔監査テーマ〕 雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(2) 財務諸表項目について</p> <p>ア 財務諸表において賞与引当金を計上すべき</p> <p>和歌山市シルバー人材センターは、6月1日と12月1日（以下、「基準日」という）にそれぞれ在籍する職員に対して、各基準日の属する月の給与規程で定める日に期末手当と勤勉手当を支給しているため、支給対象期間（12月から5月）と会計期間（4月から3月）に2か月間のズレがある。したがって、3月末時点では12月～3月までの4か月分の期末手当及び勤勉手当が発生している状況であるが、和歌山市シルバー人材センターは過年度より、当該手当に対する引当金（いわゆる賞与引当金）を計上していない。</p> <p>しかし、和歌山市シルバー人材センターは財務規程第3条にて、公益法人会計基準（平成20年基準）を採用しており、当該基準は賞与引当金の計上を要請している。（公益法人会計基準に関する実務指針（その2））</p> <p>以上より、費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためにも、賞与引当金を計上すべきである。</p> <p>なお、平成27年度末は賞与引当金が3,778,816円、当該引当金にかかる法定福利費の未払費用が583,526円計上不足となっていた。</p>	<p>賞与引当金の財務諸表への計上については、平成28年度決算書の正味財産増減計算書に計上を行っています。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 （公益社団法人和歌山市シルバー人材センター）</p>	17
<p>イ 財務諸表において附属明細書を作成すべき</p> <p>公益法人会計基準第6条2によれば、全ての公益法人には、附属明細書の作成義務があり、次の項目を記載しなければならないとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本財産及び特定資産の明細 ・引当金の明細 <p>なお、同条項にて財務諸表の注記に記載している場合には、その旨の記載をもって内容の記載は省略することができることもされている。</p> <p>和歌山市シルバー人材センターでは、過年度より①特定資産として退職給付引当資産、②引当金として退職給付引当金が計上されているため、附属明細書を作成し、明細を開示しなければならない。しかし、和歌山市シルバー人材センターは過年度より附属明細書を作成していない。</p> <p>和歌山市シルバー人材センターは、附属明細書を作成し、特定資産については財務諸表に注記している旨の記載を行うべきである。また、引当金については明細を記載し、適切な開示を行うべきである。</p>	<p>財務諸表においての附属明細書の作成については、平成28年度決算の財務諸表に対する注記に、引当金の明細を記載しています。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 （公益社団法人和歌山市シルバー人材センター）</p>	18

包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)

〔監査テーマ〕 雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(3) 財務の管理状況について</p> <p>和歌山市シルバー人材センターでは、財務規程にて各種財産（手許現金、固定資産、物品等）の適切な管理を行うことを定めている。しかし、財産の管理状況についてヒアリング及び資料の閲覧を実施したところ、下記のような状況であった。</p> <p>ア 手許現金について</p> <p>和歌山市シルバー人材センターでは、財務規程第24条にて日次で現金を現金出納帳の有高と照合しなければならないと定めている。しかし、現金出納帳を確認したところ、日次で照合した証跡はなく、年度末に事務局長の押印がされているのみであった。担当者にヒアリングしたところ、日次で現金（現物）と現金出納帳の照合を実施しているとのことであるが、照合した結果を記録として残しておらず、照合が実施されたかどうかは不明であった。</p> <p>手許現金については担当者が日次で照合した後、現金出納簿へ押印する等照合した結果を残すべきである。また、担当者の照合状況をモニタリングするため、上長は月次で照合状況を確認すべきである。</p>	<p>手許現金の照合については、担当者が日次照合を行い、事務局長が月次照合を行い、現金出納簿へ押印します。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 (公益社団法人和歌山市シルバー人材センター)</p>	20
<p>イ 固定資産について</p> <p>和歌山市シルバー人材センターでは、財務規程第44条にて年1回の固定資産の実査を行うことを定めている。しかし、過年度より固定資産の実査を行っていなかった。</p> <p>固定資産については、財務規程に従い、少なくとも年1回、実査を行うべきである。</p>	<p>固定資産の実査については、年1回実施することとします。</p>		21
<p>ウ 物品（郵券等の証紙類）について</p> <p>郵券等の証紙類について、和歌山市シルバー人材センターでは、財務規程第48条にて年1回現物照合をすることを定めている。しかし、平成27年度は行われていなかった。また、郵券について管理簿を閲覧したところ、100枚単位で払い出しが行われていた。当該状況をヒアリングしたところ、担当者がいつでも送付できるよう余分に枚数を払い出していたとのことであった。</p> <p>郵券等の証紙類は、換金性の高い現金等価物であることに留意し、規程どおり年1回現物照合を行うべきである。また、切手については必要性を確認したうえで、必要枚数だけを払い出す等の対応をすべきである。</p>	<p>郵券等の証紙類については、「郵券・収入印紙払出依頼書」を作成し、本依頼書に基づき必要枚数の払い出しを行っています。</p>		

包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)

〔監査テーマ〕 雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>エ 物品（郵券等の証紙類以外の物品）について</p> <p>物品を購入した際には、納品時に注文したものが納品されたかどうか現物照合を行う必要があるが、納品書等を閲覧したところ、担当者の押印等の証跡は残っておらず照合されたかどうか不明な状態であった。</p> <p>財務規程等を遵守し、購入伺い、納品照合、台帳管理（備品台帳、貸与品整理簿、消耗品受払簿、材料品受払簿等）を行い、適切に在庫管理を行うべきである。</p> <p>以上、①手許現金・②固定資産・③④物品の財産は法人運営の経営資源でありその管理を適切に行うことは、事業を進めていく上で重要な業務プロセスである。したがって、財務規程等に基づいて適切に管理を行うべきである。</p>	<p>物品納品時の現物照合については、現物確認を行い、納品書には現物確認者の押印を行いました。</p> <p>台帳管理については、倉庫内の在庫確認を平成29年4月1日に実施し、物品・在庫数の実査を行い、材料受払簿を作成し、在庫管理を行いました。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 （公益社団法人和歌山市シルバー人材センター）</p>	21
<p>2 公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター</p> <p>(1) 公益目的事業会計、収益目的事業等会計、及び法人会計への費用額の各配分比率について</p> <p>公益目的事業会計、収益目的事業等会計、及び法人会計へ費用を配賦するにあたっては、平成23年4月の公益財団法人への移行時に所管の監督官庁である和歌山県に提出した各事業配賦率に基づき配賦している。そのため、公益財団法人への移行時と前提条件が異なっている配賦方法もあるものの、そのままの配賦率を使用していることになる。</p> <p>公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下、「サービスセンター」という。）としては、この点、毎年度、配賦率が概ね変更がないことを確かめた上で、当初の配賦率を採用しているとのことであるが、それを確かめた証跡や根拠資料は残されていない。</p> <p>このため、採用している配賦率が妥当であったかは担当者が計算した結果をそのまま採用しているに過ぎないため、担当者のみが知りうる状況となっている。</p> <p>したがって、今後は、毎年度、配賦率が当初採用しているものからの変更の有無を含めて検証過程を明らかにしておくことが望まれる。</p>	<p>平成30年度予算作成時より検証過程を共有し、稟議等で決裁を受けてまいります。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 （公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター）</p>	32

包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)

〔監査テーマ〕 雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(2) 会費について</p> <p>「公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター業務方法書」において、サービスセンターへの入会金及び会費は以下のとおり決められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第7条 入会金の額は、会員1人につき500円とする。 (中略) 第8条 会費は、会員1人につき月額1,000円とする。</p> </div> <p>(出所：公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター業務方法書より抜粋)</p> <p>会費を月額1,000円としている点について、サービスセンター担当者にヒアリングしたところ、「会員に提供するメニューを充実させ、その維持には1,000円が妥当と考えている。一方で、他市では会費が本市よりも安いところもあるが、市から受け取っている交付金が多かったりメニューが少なかったりすることによって考えられる。」との回答であった。</p> <p>上記回答に対応して、監査人において、サービスセンターと人口で最も近似しており、また会費も近畿2府4県にある中核市でサービスセンターに次いで高い月額800円としている奈良市の勤労者福祉サービスセンターについて、サービスセンターとサービスメニューを比較した。その結果、確かに奈良市の勤労者福祉サービスセンターには、サービスセンターでは用意されているメニューが設定されていないものも見受けられるとともに、会員への補助金額もサービスセンターの方が高く設定されているものもあり、サービスセンターの方が比較的内容・項目が多いメニューとなっていた。</p> <p>その一方で、会費月額1,000円を維持し続けるべきかどうかについてサービスセンター内部でも過去に検討したが、むしろ会費を引き下げ、サービスメニューを減らすことによる影響が大きいのではないかと、との判断から現状維持としている。この点、確かに、会員が減少していることで受取負担金(会費収入)は年々減少しているという事実はあるものの、その減少を補うべく、事業収益を増加させるための方策を理事・職員を交えて改めて考えてみる、あるいは現在実施している事業内容を見直す(利用実績が著しく低いメニューについての見直し等)ことで、現在は、1,000円という前提で各種事業を行っている点に関して、より弾力的な考え方がもてるのではないかと考えられる。</p> <p>したがって、今後、会費を1,000円のままで維持することの妥当性を含めて、会費のあり方について検討することが望まれる。</p>	<p>会費を引き下げること、会員へのサービスメニューを減らすことにつながり、会員にとって影響が大きくなると考えられるため、会費変更の必要はないと判断します。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 (公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター)</p>	32

包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)

〔監査テーマ〕 雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(3) 休日出勤に対応した代休取得について</p> <p>職員が、「公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター就業規程」第10条第1項に記載の休日出勤した場合については、市の事務取扱いの例に従い、休日出勤後8週間以内で代休を取得する必要がある。</p> <p>平成27年度のサービスセンター職員の「休暇簿（特別休暇用）」を閲覧したところ、休日出勤(時間外・休日出勤命令簿)での勤務日から振替休日指定日までの期間が所定の8週間を超えて取得されている事案が59件中5件発見された。</p> <p>この点について、サービスセンター担当者にヒアリングしたところ、「サービスセンターは、休日も貸館業務を実施しており、また少数で業務をまわしている中で、可能な限り所定の期間内に振替休日を取得するようにしていたが、該当の事案は、やむを得ず所定の期間内に振替休日をとることができなかつたものばかりである。」との回答であった。</p> <p>確かに、職員数11名と少数で顧客対応から管理業務までをこなしているという事実は認められるが、職員の振替休日については規程に従い、所定の期間内に取得することが望まれる。</p>	<p>仕事配分等調整しながら、適正な勤務管理を行っています。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 (公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター)</p>	33
<p>(4) 中長期での経営計画の策定について</p> <p>サービスセンターは、毎年度、事業計画を策定しその年度における事業方針や内容を定め、公開も行っている。しかし、将来(向こう3～10年程度)に及ぶ、サービスセンターとしてのあり方や事業計画などを定めた中長期の経営計画は策定されていない。</p> <p>この点、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、同施行令、及び同施行規則において、中長期での経営計画の策定は求められていない。</p> <p>しかし、サービスセンターとして、将来、どのような事業を行うことで、法人としてのあり方を市民に示すことは非常に有意義なことであり、また、サービスセンターに投入されている市民から徴収した税金(正味財産増減計算書上では「受取補助金等」として表現される)がどのような形で還元されていくのかを示すことは非常に重要であると考えられる。</p> <p>したがって、毎年度の事業計画のみならず、一定の期間におけるサービスセンターとしての方向性を示すべく中長期の経営計画を策定することが望まれる。</p>	<p>独立した公益財団法人として、サービスセンターの職員が主体となって、他都市の状況等調査・分析を行い、本年度中に中長期計画の策定を目指します。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 (公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター)</p>	34

包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)

〔監査テーマ〕 雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(5) 財務諸表及びその注記について</p> <p>ア 基本財産及び特定資産の財源等の内訳に係る注記は、貸借対照表の正味財産の部の内書と一致するように記載すべき</p> <p>公益法人会計基準第5（5）によれば、財務諸表の注記として基本財産及び特定資産の財源等の内訳を記載することとされ、公益法人会計基準に関する実務指針Ⅲ5.によれば、当該注記は貸借対照表の正味財産の部の内書項目である「基本財産への充当額」及び「特定資産への充当額」と、注記における「うち指定正味財産からの充当額」及び「うち一般正味財産からの充当額」が一致することが必要とされる。</p> <p>しかしながら、サービスセンターの平成27年度財務諸表の当該注記は、「うち指定正味財産からの充当額」の特定資産充当額小計欄に金額記載がある一方で、貸借対照表の正味財産の部の内書では「特定資産への充当額」の記載がなく、両者の記載が一致していない。</p> <p>要因は、注記のうえでは本来金額が0であるべき退職給付引当資産の「うち指定正味財産からの充当額」に誤って金額を記載しているためである。</p> <p>財務諸表の注記は法人の財務状況を表す重要な書類であるから、その作成にあたっては一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に従い作成すべきである。</p>	<p>両者の記載が一致するよう作成、平成28年度計算書類で改善済みです。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 (公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター)</p>	34

包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)

〔監査テーマ〕 雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>イ 保有資産を特定資産として計上する際は、積立目的、積立方法、取崩要件及び運用方法等を定めた取扱要領等を作成することが望ましい</p> <p>サービスセンターは平成27年度貸借対照表において、特定資産として投資有価証券（計上額30,006,750円）を計上している。特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産であり、例としては公益法人認定法に定められる特定費用準備資金（将来の特定の事業費、管理費にあてるため、法人の任意で積み立てる資金）や資産取得資金（特定の財産の取得又は改良にあてるため、法人の任意で積み立てる資金）が挙げられる。</p> <p>公益法人会計基準に関する実務指針Ⅲ 4. によれば、保有資産を特定資産として保有するにあたっては、積立目的や運用方法等を理事会で決議するなどして、その積立目的を明確にすることが必要である。また、積立目的、積立方法、取崩要件及び運用方法等を定めた取扱要領等を作成することが望ましい。</p> <p>この点、法人は特定資産として計上している投資有価証券について、積立目的、運用方法を「取り崩すことなく保有しつづけ、その運用益を事業の資金に充てる資産」とすると、平成23年の公益法人化に際して、和歌山県総務学事課と協議しており、また毎年度決算承認に係る理事会で説明をしているとのことである。</p> <p>このように、サービスセンター職員の間では当投資有価証券の積立目的、運用方法について共通認識があるものの、公益法人会計基準に関する実務指針Ⅲ 4. に示すような、明文化した取扱要領等を作成していない。</p> <p>積立目的、積立方法、取崩要件及び運用方法等を定めた取扱要領等を定めることにより、特定資産の目的等計上方針が明らかになり、外部に根拠をもって説明でき、また理事や職員が変わっても、特定資産の積立目的、運用方法等を維持できる。特定資産として計上している投資有価証券について、積立目的、積立方法、取崩要件及び運用方法等を定めた取扱要領等を作成することが望ましい。</p> <p>また、今後新たに保有資産を特定資産として計上する際は、同様に取扱要領等を作成することが望ましい。</p>	<p>投資有価証券取扱要領を作成、理事会（平成29年5月23日開催）にて承認済みです。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 （公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター）</p>	<p>37</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)

〔監査テーマ〕 雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>(6) 切手管理簿の記載訂正は取り消し線及び訂正印の押印により行うことが望まれる</p> <p>サービスセンターでは切手の残数について切手管理簿を作成し、使用や購入の都度その増減数を記載し管理している。切手管理簿を閲覧したところ、記載を修正するために修正テープが用いられているところが散見された。切手管理簿はサービスセンター会計規程に定める会計帳簿ではないものの、会計規程事務処理要領第5条においてその作成を義務付けていることから、改ざんの疑いや不正確な記載がないことを示すためにも、記載の訂正は取り消し線及び訂正印の押印により行うことが望ましい。今後は切手管理簿の訂正方法は取り消し線及び訂正印の押印に統一することが望まれる。</p>	<p>修正テープを使用することなく、訂正印の押印を徹底していきます。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 (公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター)</p>	<p>38</p>
<p>(7) 取得価額10万円以上の資産は固定資産として管理すべき</p> <p>サービスセンター会計規程によれば、取得価額10万円以上の資産はその他固定資産とされ、取得価額10万円未満の資産は物品とされている。このうち固定資産については、固定資産台帳を設けて管理することとされ、一方、物品のうち取得価額1万円以上のものは物品台帳を設けて、固定資産同様に管理することとされている。このように固定資産も取得価額1万円以上の物品も管理方法は同じであるが、会計上、固定資産は購入年度に貸借対照表に計上され、耐用年数に従って減価償却する一方で、物品は購入年度に正味財産増減計算書に事業費又は管理費として購入費用が計上されるという違いがある。そのため、資産取得時は会計規程に従い固定資産か物品かを判断する必要がある。</p> <p>物品台帳を閲覧したところ、単価155,845円の置水屋戸棚が登録されていた。当戸棚は平成6年取得であり、会計規程が整備された平成23年に誤って物品に区分したまま現在に至っているとのことである。</p> <p>当戸棚は既に購入から20年以上経過し、仮に固定資産に計上したとしても耐用年数を経過し、備忘価額での計上となり金額的影響が小さいことから修正は不要であると考え、今後取得価額10万円以上の資産を購入する際は会計規程に従い固定資産に区分し管理すべきである。</p>	<p>10万円以上の資産を購入する際は固定資産に区分をし管理を行います。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 (公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター)</p>	<p>38</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)

〔監査テーマ〕 雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(8) 業務システムへのチケット情報の登録・変更について一定の制限を設けることが望まれる</p> <p>サービスセンターでは会員向けに会員価格で映画館や遊園地などのチケットを販売しており、売上管理にはチケット単価や売上枚数等を記録できる業務システムを利用している。</p> <p>チケット販売に関してシステムを利用する場合、チケットの名称、単価等の基本情報は会員への請求額や帳簿計上額に影響を与える重要な情報であるから、その登録や変更は一定の制限を設け、編集できる者を限定することが望ましい。</p> <p>しかしながら、サービスセンターにおいては、チケットの基本情報登録は特に権限設定を設けておらず、職員なら誰でも変更可能な状態であった。</p> <p>チケットの基本情報は頻繁に更新されるものではなく、また誤って登録・変更された場合の影響が大きいことから、その登録・変更は特定のアカウントのみができるよう権限設定する、変更時に一部の者しか知りえないパスワードを設定するなど、一定の制限を設けることが望まれる。</p>	<p>新システム導入時（平成30年度予定）に管理職しか登録・修正できないようパスワードを設定し厳格に管理を行います。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 （公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター）</p>	39
<p>(9) QU0カードの管理について</p> <p>ア QU0カード台帳の入出庫記載は入出庫総枚数により記載することが望まれる</p> <p>サービスセンターでは、会員確保活動の一環で会員全員に年1回QU0カードを配布しているほか、会員の紹介で新規入会があった場合、紹介した会員にQU0カードを配布している。年間の出庫数量としては、ほとんどが年1回の会員全員に配布するときのものであるため、全員配布の準備として余裕を持ってQU0カードを購入しておき、配布後の残数で紹介者へ配布するようにしている。サービスセンターはQU0カードの入出庫枚数や残数を管理するためQU0カード台帳を作成し、入出庫の際は事務局長まで押印するようにしている。</p> <p>QU0カード台帳は入出庫状況を明らかにするものであり、あるべき在庫枚数を常に把握できるようにするため、入庫数と出庫数は総数で記載することが望ましい。</p> <p>しかしながら、サービスセンターでは年1回の購入時に、購入総枚数を記載するのではなく、購入枚数から会員全員に配布した後の残数を入庫数として記載していた。残数のみを入庫数として記載する場合、配布後の残数が本来あるべき残数なのか把握できず、仮に誤配布や紛失等があったとしても検証できないおそれがある。</p> <p>QU0カードのあるべき在庫枚数を把握できるようにするためにも、台帳の入出庫記載は入出庫総枚数により記載することが望まれる。</p>	<p>入出庫総枚数により記載し管理していきま</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 （公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター）</p>	40

包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)

〔監査テーマ〕 雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>イ QUOカードの在庫確認証跡を台帳に残すことが望まれる</p> <p>サービスセンターには500円、1,000円、3,000円のQUOカードが保管されており、それぞれ台帳を作成している。このうち500円と1,000円のQUOカードは毎年増減があるため、毎年度末に在庫確認を実施しており、その証跡として台帳に「3/31 合」と記載するようにしている。QUOカードの在庫確認については規程等に明文化したルールを定めていないが、金券であり換金性もあることから、仮に期中に増減がなくても年に1度は現物を確認し、台帳記載枚数があるか確認するとともに、その証跡を残すことが望まれる。</p> <p>しかしながら、3,000円のQUOカードは平成22年度に法人設立20周年記念として配布したもので、その後は謝礼として年に1回配布がある程度であり、平成25年7月を最後に増減がない。そのためサービスセンターでは平成26年度末に在庫確認をしたのを最後に、在庫確認の証跡がない。</p> <p>現物がある以上、期中に増減がなくても年に1度の現物確認を実施し、その結果を台帳に記載し証跡として残すことが望まれる。</p>	<p>期中に増減がない場合においても、年に1度は在庫確認を行い、その結果を台帳に記載します。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課 (公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター)</p>	41

包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)

〔監査テーマ〕 雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局 部 課等名	頁																								
<p>3 産業政策課（うち、労働者福祉及び雇用安定事業）</p> <p>(1) 和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター運営交付金交付要綱の対象経費を実態と合うよう改定すべき</p> <p>市では公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下、「サービスセンター」という。）に対し、中小企業の勤労者福祉の向上及び企業や地域社会の振興に資するため、補助金を交付している。補助対象経費は和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター運営交付金交付要綱に次のとおり定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>第2条 補助対象経費は、サービスセンターの運営に係る経費のうち、次の表に掲げるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>職員給料</td><td>職員手当</td><td>福利厚生費</td><td>非常勤報酬</td><td>旅費</td><td>会議費</td><td>交際費</td><td>消耗品費</td></tr> <tr> <td>燃料費</td><td>印刷製本費</td><td>修繕費</td><td>通信費</td><td>手数料</td><td>保険料</td><td>使用料及び賃借料</td><td>負担金支出</td></tr> <tr> <td>租税公課</td><td>特定預金支出</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> </div> <p>（出所：和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター運営交付金交付要綱より抜粋）</p> <p>一方、補助金算定基礎となっているサービスセンターの予算見積書を閲覧したところ、給料の内訳として理事長報酬4,874千円が含まれていた。役員である理事長の報酬は評議員会で定めることとされており、職員給料とは明確に異なる性質のものである。そのため、現状では補助対象経費として運営交付金交付要綱に定められていない経費に対して補助金が交付されていることとなっている。</p> <p>市によれば、理事長報酬の算定基礎は市の再任用職員の給料基準を参考にしているとのことである。</p> <p>当運営交付金はサービスセンターが中小企業の勤労者福祉の向上及び企業や地域社会の振興に資すること、サービスセンターは公益的法人等への職員の派遣に関する条例施行規則において職員を派遣できる公益的法人として定められていることから、その代表であり運営に責任を負う理事長報酬について市が補助しているが、補助対象経費に記載のない経費に対して運営交付金を交付している状態となっており、要綱が実態と乖離している。</p> <p>運営交付金要綱の記載を実態と合うよう改定すべきである。</p> <p>なお、上記指摘を受け、市は平成28年12月28日に要綱の一部を改定している。</p>	職員給料	職員手当	福利厚生費	非常勤報酬	旅費	会議費	交際費	消耗品費	燃料費	印刷製本費	修繕費	通信費	手数料	保険料	使用料及び賃借料	負担金支出	租税公課	特定預金支出							<p>当指摘を受け、平成28年12月28日に、役員報酬を対象経費と定める要綱の一部改定を行いました。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課</p>	<p>49</p>
職員給料	職員手当	福利厚生費	非常勤報酬	旅費	会議費	交際費	消耗品費																				
燃料費	印刷製本費	修繕費	通信費	手数料	保険料	使用料及び賃借料	負担金支出																				
租税公課	特定預金支出																										

包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)

〔監査テーマ〕 雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(2) 和歌山市勤労者総合センターの貸部屋の使用率の改善について</p> <p>市は、サービスセンターを指定管理者に指定し、和歌山市勤労者総合センターの管理運営事業を行わせており、毎年度、「和歌山市勤労者総合センター受託事業報告書」を受領している。</p> <p>平成27年度の使用率実績はほとんどの貸部屋で10%～30%程度となっている。ただし、コマ単位での使用であるため、1日のうち、どれかの部屋は使用されているという状況にある。</p> <p>この点について、産業政策課担当者にヒアリングしたところ、「使用率について市他の貸部屋や民間の貸部屋と比較分析自体は特に実施していない。また、貸部屋の使用率については特段の目標値も持っていない。」との回答であった。</p> <p>また、貸部屋の使用率が10%～30%程度にとどまっている要因として、以下のものが考えられるのではないかと回答であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への利用に関する周知が不足している。 ・使用料が安価な貸部屋もあり、そちらに利用が流れている。 ・市自体は車社会であるが、和歌山市勤労者総合センター周辺は駐車場が整備されておらず、近隣のコインパーキングの利用が必要である。 ・予約が取りづらい面がある。(和歌山市勤労者総合センターの予約開始は、一般市民は3か月前から、労組関係は半年前から可能となっており、勤労者のためのセンターということから勤労者優遇などがあるため、一般市民が予約できる期間が短くなっている。) <p>このような要因は産業政策課としても認識はしているが、状況を改善するには至っていない。</p> <p>産業政策課としては、今後、広報活動を通して使用率を高めようと考えているが、これ以外にも、使用率を高める方策はあると考えられる。例えば、駐車場については隣接する市営中央駐車場を可能な限り利用し、和歌山市勤労者総合センター利用者については、サービス券等を発行し、駐車料金を割引くこと等も考えられる。また、他の市内にある同種の貸部屋を所有する施設と連携し、予約が取れなかった際には、相互の貸部屋を紹介・融通し合う等で使用率を高めていくこと、等が考えられる。</p> <p>したがって、今後、和歌山市勤労者総合センターの使用率を高めるために、実行可能性のある各種方策を検討していくことが望まれる。</p>	<p>和歌山市勤労者総合センターの使用率を高めるために、平成29年10月1日から、予約可能期間を使用日の「3か月前」から「6か月前」に拡大します。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課</p>	<p>50</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)**

〔監査テーマ〕雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(3) 和歌山市シルバー人材センターの経営改善計画について</p> <p>市は和歌山市シルバー人材センターの運営に対して補助金を交付している。和歌山市シルバー人材センターの会員数は平成14年度末の1,101人をピークに平成26年度末時点で594人に減少していた。また受託事業の契約金額も平成12年度の約280,266千円をピークに平成26年度は173,731千円となっていた。</p> <p>このような状況の中、市は経営改善計画を提出するよう和歌山市シルバー人材センターへ通知した（平成27年9月25日和産政第153号「経営改善計画の提出について（通知）」提出期限：平成27年10月16日）。通知文書によれば、「直近期の決算審査において、監査委員から和歌山市シルバー人材センターに対する市の補助金の額が増加していること、他都市のシルバー人材センターと比較して業績が著しく低迷していることなどに対する厳しい指摘があった」とのことである。</p> <p>監査人が調査したところ、和歌山市シルバー人材センターは平成27年12月に経営改善計画案を所管課である産業政策課に提出したが、当該計画案は産業政策課として合意できる内容に至っておらず、調査日（平成28年12月）時点において経営改善計画は1年以上受理されていない状況であった。</p> <p>和歌山市シルバー人材センターは、公益社団法人として主体的に経営改善計画を作成し、経営改善を行うべきである。一方、産業政策課は、和歌山市シルバー人材センターと計画策定に関する協議や改善策の検討等による支援を行う立場にあるが、既に一定程度、和歌山市シルバー人材センターと産業政策課は経営改善計画策定に関する協議を実施している。</p> <p>市として受入れ可能となる、和歌山市シルバー人材センターの現人員・現体制による経営改善計画の策定が、現時点においてなお困難と判断され、将来に向けた改善が期待できそうもない場合には、市として抜本的に対応を考え直す必要があると思われる。</p> <p>すなわち、新規事業を立ち上げ得る専任者を一時的にでも追加配置し経営改善への取組みを強化する、あるいは逆に、和歌山市シルバー人材センターに対する補助を削減し、資源を別の手段に振り向け市の行政目的を達成する等、中長期的に費用対効果を向上させるため、よりメリハリを付けた対策を実行することが望まれる。</p>	<p>市として受入が可能な経営改善計画受理のため、和歌山市シルバー人材センターと定期的に協議を重ね、和歌山市シルバー人材センターが本年度中に経営改善計画を提出できるように支援・協力を行っていきます。</p>	<p>産業まちづくり局 産業部 産業政策課</p>	<p>52</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)

〔監査テーマ〕 雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>4 こども未来部 子育て支援課及びこども家庭課</p> <p>(1) 母子家庭等自立支援事業の講習内容について</p> <p>厚生労働省（以下、国）所管の事業である母子家庭等自立支援事業の支援メニューのなかに就業支援講習会等事業がある。当該講習会での講習内容は各自治体が独自の判断で決定できることとなっている。市では平成19年度にパソコン講習を選定してから平成28年度まで、毎年パソコン講習を選定し、講習会を実施している。市はパソコン講習を継続的に選定している理由として、講座受講者からのアンケートの結果が好評なためとしている。</p> <p>アンケート結果を閲覧したところ、パソコン講習に好意的な記載が多かったが、少数ながらパソコン講習以外の講習（ホームヘルパーや医療関係職種等）を希望する意見もあった。</p> <p>この点、講習会の内容について、パソコン講習以外についても検討を行っているかをヒアリングしたところ、平成18年度以前はホームヘルパーの講習を実施していたが、パソコン講習を始めてからアンケート結果が好評であるため特に検討は行っておらず、また、講習会の選定プロセスについても、特に文書化していないとのことであった。</p> <p>当該講習会は、国から補助を受ける事業に基づくもので、少なくとも講習会の内容は利用者のニーズを検討した結果に基づくべきである。この点、パソコン講習を選定した根拠をアンケート結果が好評なためとする理由は理解できるが、現状ではパソコン講習を選定したプロセス（他の講習内容を検討したこと）が残っていない状態であるため、今後は課として十分な検討を行った結果を文書等で残すことが望ましい。</p>	<p>平成28年度のアンケート結果を担当課内で検討し、受講したい研修にパソコン講習が多数を占めたことから、継続実施を決定しました。このプロセスについては文書化し、決裁を行いました。</p>	<p>福祉局 こども未来部 こども家庭課</p>	58

包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成28年度)

〔監査テーマ〕 雇用関連施策に関する財務事務並びに公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター及び公益社団法人和歌山市シルバー人材センターの出納その他事務について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(2) 母子家庭等自立支援事業の講習における委託業者のモニタリング体制について</p> <p>市は母子家庭等自立支援事業の講習会については、前述のとおりパソコン講習を選定し実施しているが、当該講習会は全て市内の業者に委託している。パソコン講習会は3コース（初級①、初級②、中級）あり、各20回を実施予定としており、多少の変動はあるものの年間合計では概ね60回程度実施されている。</p> <p>市の担当者へ受講者の出席状況の確認についてヒアリングしたところ、「講習実施時に委託事業者が出席簿をつけ、各コースが修了した時点でこども家庭課の担当者へ出席簿をFAXで送信してもらっている。市の職員は各コース修了時に現場に立ち会っている。」とのことであった。</p> <p>受講者の出席記録は、当該事業の有効性を測る大事な指標であり、また実施されたかどうかを市の担当者が確認する手段である。現状、市は各コース修了時に出席簿をFAXにて入手し、現場への立ち会いを行っているが、これだけでは講習会が実施されたかどうかを適時に把握することができず、モニタリングとしては不十分であるといえる。そのため、出席簿の送信回数を増やしたり、可能であれば各コース修了時以外の実施時に市の職員が立ち会う等、講習会の実施状況をより適時に把握する体制の構築が望ましい。</p>	<p>各コース修了時以外にも各コース開催中に講習会場に市の担当職員が不定期に立ち会いを行い、委託業者と電話で実施状況を確認できる体制を整えました。</p>	<p>福祉局 こども未来部 こども家庭課</p>	58